

# 令和5年度鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 (鳥取県立とつとり出会いの森審査委員会)及び鳥取市農林水産部鳥取市出会いの森 公園指定管理者選考委員会合同委員会報告書

令和5年度鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(鳥取県立とつとり出会いの森審査委員会)及び鳥取市農林水産部鳥取市出会いの森公園指定管理者選考委員会合同委員会(以下、審査委員会)として、次のとおり出会いの森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条(以下、「指定手続条例」という)及び鳥取市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条(以下、「市指定手続条例」という)の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

株式会社谷尾樹楽園(鳥取市杉崎字大政470番地1)

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

## 3 指定管理料の額

県 197,008千円(債務負担行為額 203,540千円)

〈単年度委託料の額〉

令和6年度 39,304千円

令和7年度 39,264千円

令和8年度 39,440千円

令和9年度 39,400千円

令和10年度 39,600千円

市 49,252千円(債務負担行為額 50,760千円)

〈単年度委託料の額〉

令和6年度 9,826千円

令和7年度 9,816千円

令和8年度 9,860千円

令和9年度 9,850千円

令和10年度 9,900千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県及び市が負担する。

## 4 選定理由

出会いの森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条及び市指定手続条例第4条の基準に基づき総合的に審査した結果、これまでの当該団体による管理運営の実績として、公園の風致景観及び付属施設の適正な維持・管理が高く評価できること、森林公园としての特性を踏まえた各種イベントの企画・実施により、施設の効用発揮が十分に期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として適当であると認めた。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

令和5年9月1日(金)から10月16日(月)まで

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
株式会社谷尾樹楽園	鳥取市杉崎字大政470-1	谷尾 壽嗣

## 6 審査委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
前田 雄一（委員長）	前田森林植生研究所 所長
古川 嘉彦（副委員長）	税理士
石井 優子	認定こども園ぱっか 園長
山下 芳江	鳥取第五幼稚園 園長
長石 良幸	鳥取市農林水産部 農村整備課長
池内 富久	鳥取県農林水産部 森林・林業振興局長

### (2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年7月25日（火）  
 指定管理者制度及び出会いの森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議  
 イ 第2回審査委員会：令和5年10月25日（水）  
 面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	■施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること（指定手続条例第5条第1号及び市指定手続条例第4条第1号）。	○管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等）	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	■施設の効用を最大限に発揮させることであること（指定手続条例第5条第2号及び市指定手続条例第4条第2号）。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （森林に対する理解を深めるための事業の内容は適切か、利用者の要望を踏まえたサービスの向上、利用促進に向けた取り組み） ○施設管理 （施設設備の維持及び衛生管理等） ○開園時間等 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応 ○利用者等の要望の把握	45点
3	■管理に係る経費の効率化が図られるものであること（指定手続条例第5条第2号及び市手数料条例第4条第2号）。	○収支計画及び見積内容 ○県及び市の指定管理料額の多寡	20点
4	■管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続条例第5条第3号及び市指定手続条例第4条第3号）。	○法人等の財務基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 （障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、IS014001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等） ○当該施設の管理運営状況の実績評価	35点

#### (4) 審査結果及び意見

区分	配点	株式会社谷尾樹楽園
選定基準1	適／不適	適
選定基準2	45	33.5
選定基準3	20	15.1
選定基準4	35	20.0
合計	100	68.6

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の目的に沿った管理・イベントが計画されている。
- ・造園業者であり、森林公園の適正な管理が期待できる。
- ・自然・森林といった特性を踏まえた方針が示されている。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・開園1時間前から毎日園内を点検するなど安心安全のための地道な企業努力が評価できる。
- ・水遊びの広場の管理は、夏場の滑り等で大変と思うが、その環境が好きな子どもたちもいるため、安全面への配慮等を今後もお願いしたい。
- ・以前からの積極的なイベントの実施に加えて、新たなイベントの企画をするなど利用促進に向けた取り組みが評価できる。
- ・自然観察会などを更に強化するとよい。
- ・イベントについて公募などもしてみてほしい。
- ・広大な施設を年間を通じて綺麗に管理してあると利用しながら実感している。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・人件費や社会保険料の上昇などにより、管理業務の収支が厳しい状況も感じ取れる。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・人員等の適切な配置が計画され、公園の機能拡大に期待できる。
- ・令和6年度から管理エリアが広がり、スタッフを増員せずにに対応すると、仕事量が確実に増えるので安全管理面での負担が心配である。

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

- ・自然観察会、野外活動等を通じた森林に対する理解の深化、保健及び休養に資する設置目的への注力。
- ・長年培った管理運営力と植栽管理技術の最大限の発揮。
- ・利用者のニーズに応えながら、さらなる利用者の増加に努める。

### (2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

#### ア 森林への理解を深める事業への取組内容

- ・他団体との共催や長年の人脈を活かした外部講師を招いてのイベント、鳥取市ボランティア団体や自主サークル等と連携し、幅広いイベントの企画を計画。

#### イ サービスの向上策について

- ・植栽管理仕様水準に囚われない管理の実施と快適な公園環境の継続。
- ・様々な情報発信手法を用いた公園の魅力の最大限のPR。
- ・サービスチェックリスト等を作成しており、質の高いサービス維持、向上を継続。

### (3) 施設設備の保守管理

#### ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・安全で快適な利用のため、毎日定期的な巡回パトロール及び施設点検を実施。
- ・利用者の要望があった場合は、県と市に速やかに協議し、安全性・緊急性を第一とした対応。

イ 清掃

- ・施設内のトイレ、管理棟ホールを毎日清掃等により衛生管理の徹底。

ウ 外部委託の考え方

- ・トイレ清掃は鳥取市シルバー人材センターへ委託。
- ・保守点検業務、警備業務は過去の実績を加味して、3社程度に見積をとり選定、再委託。
- ・県内に適切な業務を履行できる業者がいない場合を除き、県内業者への発注に努める。

#### (4) 開園時間及び休園日

- ・開園時間は午前9時から午後5時（夏季期間中（7月20日から8月20日）は午後6時に延長）までとする。
- ・休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。

#### (5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- ・火災予防として、園内での火の取り扱いを規制。
- ・盗難等の事件・事故に際して、定期的なパトロールを警察に依頼。
- ・台風等の異常時には速やかにスタッフを招集し、安全点検を実施。
- ・緊急時対応マニュアルの作成等により迅速な対応に備える。

イ 緊急時の体制・対応

- ・事件・事故等が発生した場合の関係各所への連絡網を構築。

ウ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・アンケート項目に苦情の欄を設け、問題の把握と解決を行う。

#### (6) 個人情報保護等への対応

- ・個人情報を破棄する場合はシュレッダーで処理する。
- ・個人情報以外の情報については、県及び市と協議の上、情報開示をする。

#### (7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページ、アンケート用紙、電話・メール等での要望の聞き取り。
- ・対応についてホームページに公開し利用者へ具体的な方針を伝える。

#### (8) 組織及び職員の配置等

- ・造園業務歴が20年以上の者を施設責任者とする。
- ・マルチスタッフは造園業務歴又は林業業務、管理監督業務が15年以上の者とする。
- ・サポートスタッフは植栽管理から巡回パトロールに至る幅広く細やかな施設管理を行える者を配置。
- ・監査役は財産及び業務の執行状況を監査できる人材を配置。

#### (9) 法人等社会的責任の遂行状況

- ・障がい者の雇用をしている。
- ・男女共同参画推進企業の選定を受けている。